

○厚生労働省告示第四百十三号

政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第三百五十三号）第五条第二項の規定に基づき、国民年金の後納保険料を納付する場合に納付すべき額を次のように定め、平成三十年四月一日から適用するととしたので、同項の規定に基づき告示する。

平成三十年三月二十九日

厚生労働大臣 加藤 勝信

国民年金の後納保険料を納付する場合に納付すべき額

平成三十年四月一日から平成三十年九月三十日までの間に、平成二十五年四月から平成二十八年三月までの各月分に係る政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号）附則第十条第一項に規定する後納保険料を納付する場合に納付すべき額は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ一月につき同表の下欄に掲げる額とする。

平成二十五年四月から平成二十六年三月までの月分	一五、五八〇円
平成二十六年四月から平成二十七年三月までの月分	一五、五九〇円
平成二十七年四月から平成二十八年三月までの月分	一五、七六〇円